

令和8年8月千葉豪雨で被災された事業者様へ

この度の大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
現在、被災された中小企業・小規模事業者の皆様に向けた支援措置が各所で展開されています。当面の資金確保や店舗・機材の修繕など、再建に向けた制度の概要をご案内いたします。

日本政策金融公庫「災害復旧貸付」

概要：豪雨被害からの復旧に必要な運転資金や設備資金の特例貸付です。
一般枠とは別枠での融資上限額の引き上げや、既存借入に対する返済猶予（リスケジュール）の相談も受け付けています。

窓口：日本政策金融公庫 千葉支店（国民生活事業）
電話番号：0570(037)502

千葉県「セーフティネット資金」・セーフティネット保証4号

概要：被災した事業者向けの県制度融資です。
セーフティネット保証4号（災害救助法適用の東金市等25市町が対象）の認定により、民間金融機関からの融資が別枠で100%保証され、借入れがスムーズになります。

窓口：千葉県信用保証協会
電話番号：043(221)8181（または日頃お取引のある金融機関）

小規模企業共済「災害時貸付」

概要：被災された小規模企業共済契約者を対象に、当面の事業資金を原則即日で低利貸付する災害時の特例措置です。

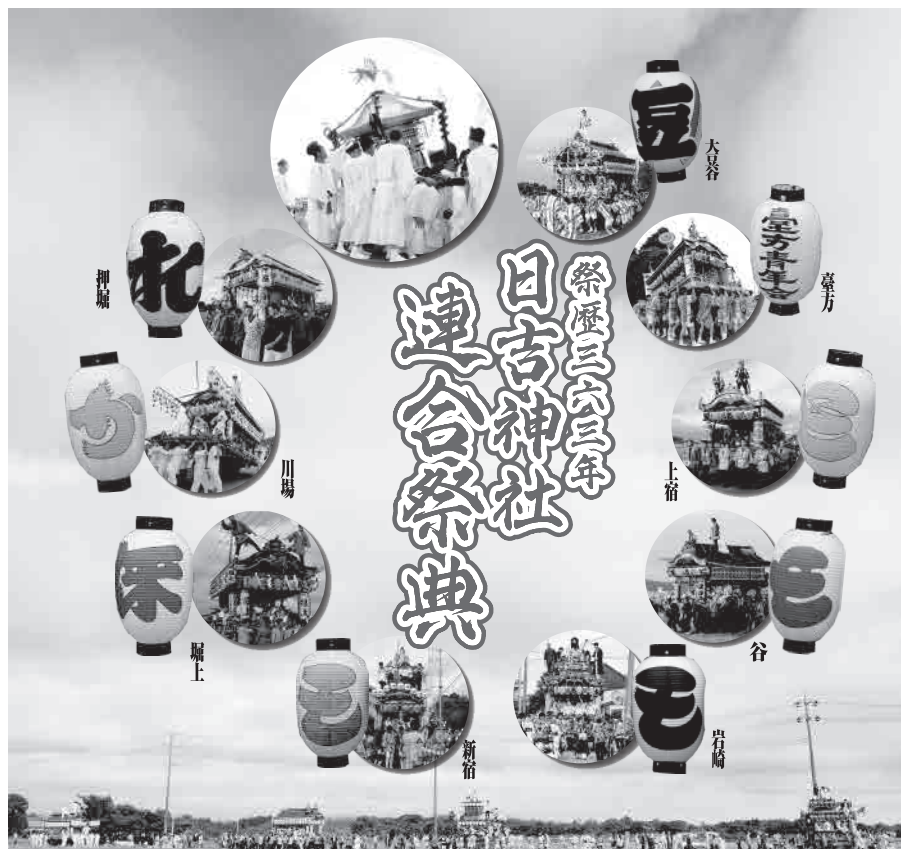
窓口：中小企業基盤整備機構 共済相談室
電話番号：050(5541)7171

経営・手続きに関する総合相談窓口

概要：「どの制度を使えばよいか迷っている」「資金繰りや申請手続きが分からない」など、経営上の各種ご相談に幅広く対応いたします。

窓口：東金商工会議所
電話番号：0475(52)1101

※各融資・貸付制度のご利用には「罹災証明書」または「被災証明書」が必要となる場合があります。ご不明な点は、まず各窓口までお問い合わせください。



祭歴三六三年
日吉神社
連合祭典

令和8年 10月3日 田 4日 田

 【1日目】14時30分頃 御飯宮へ 日吉神社より大豆谷の飯倉神社へ向けて神輿が出発	 【1日目】18時30分頃 提灯交わし 前橋神社にて、九区青年により各々の提灯を取り替える 前橋神社にて行われます。	 【2日目】12時頃 サンピア前 連合祭典の新しい場所。各々の山車・提灯が飾られる予定です。	 【2日目】17時30分頃 提灯返し 一連の巡行を終えて、九区青年により再び各々に提灯を返す儀式が行われます。	 【2日目】18時過ぎ 提灯に火が入り、美しさを増した山車・提灯が御飯宮まで運ばれ、最後のセレモニーをして解散となります。
--	--	--	---	---

◆主催／日吉神社連合祭典実行委員会
問い合わせ（日吉神社） touganehiyoshi@gmail.com
周辺での移動は、交通規制に従いましょう。

◆後援／東金市観光協会・東金商工会議所・東金商店街連合協同組合
◆助成／千葉県・公益財団法人イオン1%クラブ
ちば文化資産活用事業

公益財団法人 イオン1%クラブ
企画監修：フォレスト・デザイン・ラボ Koki Miyahara

10.17 共に生き、共に支え合う 優しい地域をめざして

東金 Stories 2026

～希望のシャボン玉～



だれもが笑顔で
共有できるまちづくり

【開催日】

2026年10月17日（土）13:00～

【会場】

東金中央公園（東金市東岩崎1-20）

主催：東金商工会議所 福祉のまち推進委員会 後援：東金市、東金市社会福祉協議会

タイムスケジュール

13:00～受付
ゆるキャラ大集合！
ゲームコーナー
14:00～ステージイベント
14:30～セレモニー
14:50～シャボン玉リリース

最低賃金引上げに対応する 中小企業・小規模事業者への支援策

過去2番目の引き上げ幅となった今般の最低賃金改定を受け、中小企業庁および厚生労働省は、対応にあたる中小企業・小規模事業者の皆様を強力に後押しする支援策を実施いたします。

（令和8年9月公表）
最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル



（令和8年9月時点版）
賃金引上げの支援策一覧



【厚生労働省】
賃金引き上げ特設ページ



【中小企業庁】
賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト

事前相談承ります

総合葬祭式場 東雲閣

少人数葬・家族葬にも対応

24時間受付

 (株) 松まつ半
東金市堀上1286-1
☎0120(02)4665
https://www.matsuhan.com

<真心と信頼の価格>

安崎葬祭店

自宅葬・ホール葬・寺院葬

家族葬用お別れ室・安置所2部屋完備

電話24時間受付

0475(52)2267

事前見積もり無料

「千葉県最低賃金」が
令和8年10月1日から
時間額 1,195 円

（従来の1,140円から55円引上げ）に改正されます。

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が改正されます。
詳しくは、千葉県労働局労働基準部賃金室 ☎043(221)2328 または 最寄の労働基準監督署へお問合せください。

▶千葉県労働局ホームページ
https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/

毎週水曜日 開館時間 11:00～15:00

本館大広間開放中

10月7日・14日・21日・28日

景色を眺めながら
ゆったりお過ごしいただけます。



ミニマルシェ 同時開催中 入館料 お一人500円 ワンドリンク付

国登録有形文化財 operated by 街波通信社
八鶴館建物群 0475(78)5873

八鶴館お掃除ボランティア 毎月第2・4日曜 9:30～11:00